**令和７年度**

**保育施設申込案内**



この案内は、令和７年度の東松島市における保育施設の利用について、申請手続きや、必要書類について記載しておりますので、内容をよく御確認のうえ、お申込みください。

【お問い合わせ先】

東松島市保健福祉部子育て支援課保育支援係

東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL:0225-82-1111（内線1181、1184）

**【保育施設一覧】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育施設名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 受入年齢 | 延長保育 |  障害児保育 |
| 公　　立 | 矢本東保育所 | 矢本字大溜13番地1 | 82-2101 | 120人 | 生後６ヶ月から | ○ | ○ |
| 大曲保育所 | 大曲字筒場89番地1 | 82-3284 | 100人 | ○ | ○ |
| 牛網保育所 | 牛網字駅前一丁目68番地 | 87-2143 | 100人 | ○ | ○ |
| 野蒜保育所 | 野蒜ケ丘二丁目14番地1 | 88-2030 | 60人 | ○ | ○ |
| 赤井北保育所 | 赤井字舘前220番地3 | 82-6396 | 60人 | × | ○ |
| 大塩保育所 | 大塩字緑ヶ丘三丁目1番地1 | 82-2205 | 60人 | × | ○ |
| 赤井南保育所 | 赤井字有明7番地1 | 82-4019 | 70人 | １歳から | ○ | ○ |
| 私　立 | 矢本西保育園 | 矢本字道地浦139番地1 | 84-2801 | 60人 | 生後６ヶ月から | × | ○ |
| ウェルネス保育園矢本 | 小松字谷地191番地1 | 24-8221 | 75人 | ○ | ○ |
| ウェルネス保育園　赤井 | 赤井字川前四番17番地2 | 25-7790 | 75人 | ○ | ○ |
| 地域型保育施設 | GENKIっこ保育園東松島園 | 大曲字堰の内南145番地2 | 98-4641 | 19人 | 生後２ヶ月から２歳児まで | ○ | × |
| GENKIっこ保育園すてっぷ | 矢本字四反走89番地5 | 25-7121 | 19人 | ○ | × |

**１　入所申込みについて**

**（１）申込受付期間（**受付期間を過ぎた場合、二次利用調整となることがあります。**）**

ア　受付期間　１１月１日（金）、５日（火）、６日（水）　午前９時～午後５時１５分

　　　　　　　１１月２日（土）　　　　　　　　　　　　午前９時～午後１時

イ　申 込 先　第１希望の保育施設へ直接持参のうえ、お申込みください。

ウ　希望施設　第３希望までご記入ください。記入が無い場合、入所の調整が難しい場合があります。

　**（２）広域入所について**

東松島市に住所を有しながら、他市町村の保育施設利用を希望する方は、子育て支援課へお申し込みください。継続利用を希望する場合も手続きが必要です。

ア　受付期間　１１月１日（金）、５日（火）、６日（水）　午前９時～午後５時１５分

　　　　　　　１１月２日（土）　　　　　　　　　　　　午前９時～午後１時

イ　申 込 先　子育て支援課

**（３）お申込みに必要な書類**

ア　支給認定申請書兼入所（園）申込書　 （児童1人につき1部）

イ　家庭状況等申告書　　　　　　　　　 （児童1人につき1部）

ウ　お子さんの状況について　　　　　　 （児童1人につき1部）

エ　保育を必要とすることの証明書類等　 （児童1人につき父母各1部）

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者等の状況 | 必要な書類 |
| 就労している場合 | 就労証明書**（1ヶ月当たりの就労時間が64時間に満たない場合は、就労としての認定はできません。）**・就労先が複数ある場合は、勤務しているすべての就労先から証明書を取得願います。 |
| 自営業の場合 |
| 病気や障害がある場合 | ①疾病状況申立書②障害者手帳等の写し |
| 親族の介護・看護をしている場合 | ①介護・看護状況申立書②介護保険被保険者証、障害者手帳等の写し |
| 学校に通学している場合 | 在学証明書 |
| 求職活動中の場合 | 求職活動状況申立書**※入所した月から90日以内に就労することが条件となります。** |

オ　**令和６年１月１日時点で市内に住所を有していない場合**は、令和**６**年度住民税課税証明書類（均等割・所得割額内訳が記載されているものを、父母各1部）

※　住民税課税証明書は、お住まいだった自治体から取得してください。

※　継続入所希望の方で、既に提出いただいている方は不要です。

カ　多子軽減届出書（在籍証明書）

以下の施設に通われている兄弟姉妹がいる場合は、お申し出ください。

（ア）幼稚園

（イ）認定こども園

（ウ）特別支援学校幼稚部

（エ）情緒障害児短期治療施設通所部

（オ）児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合

**２　支給認定**

**（１）支給認定について**

保育施設等を利用するためには、支給認定を受ける必要があります。支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって区分され、保育施設を利用する場合は、２号認定又は３号認定を受ける必要があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給認定区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 利用できる施設等 |
| ２号認定【保育標準時間／保育短時間】 | ３～５歳 | あり | 保育所／認定こども園 |
| ３号認定【保育標準時間／保育短時間】 | ０～２歳 | あり | 保育所／認定こども園／小規模保育事業 |

**（２）保育の必要性と認定について**

保育の必要性とは、両親（別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかに該当する場合に認定されます。

ア　就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）

イ　妊娠中又は出産後

ウ　保護者が疾病又は障害を有している場合

エ　家庭内の親族を常に介護している場合

オ　災害復旧に従事している場合

カ　求職活動中

キ　就学している場合（学生、職業訓練を含む。）

ク　虐待やＤＶのおそれがある場合

ケ　その他、市長が上記の事由に類すると認める状態にある場合

**（３）保育時間**

認定区分に基づき、保育時間が異なります。



※矢本西保育園における延長保育は実施しておりません。

**３　保育料について**

**（１）保育料の決定について**

保育料は、原則として、3歳児未満の児童に対し、両親の**市町村民税所得割課税額**の合計によって決定されます。

また、4月から8月分までの保育料は令和6年度市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月分までの保育料は令和7年度市町村民税所得割課税額を基に算定いたします。

**【参考】**

**R8.3月分**

**R7.4月分**

**R7.9月分**

**令和7年度市町村民税所得割課税額により算定**

**令和6年度市町村民税所得割課税額により算定**

**家計の主となっている人（生計中心者）が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、両親のほかに保育料の算定に含める場合があります。**

保育料の算定基礎となる税額や世帯構成に変更があった場合は、速やかに申し出ください。

**（２）保育料の納入方法について**

　　　納入方法は、利用施設によって異なります。

　　　　ア　公立・私立保育所の場合

毎月の保育料は、口座振替により納入いただきます。納期限（振替日）は、毎月末です。なお、月末が土・日、祝日の場合は、翌金融機関営業日となります。

口座振替取扱金融機関は、以下の金融機関本店及び支店となります。

（ア）　七十七銀行

（イ）　石巻信用金庫

（ウ）　石巻商工信用組合

（エ）　東日本信用漁業協同組合連合会

（オ）　いしのまき農業協同組合

（カ）　ゆうちょ銀行

イ　地域型保育施設の場合

　　　　毎月の保育料は、各施設に直接納入いただきます。納入方法は、各施設へ御確認ください。

**令和7年度保育料徴収基準額表**

**（法改正等により、利用者負担額が変更になる場合があります。）**



※１　階層区分は、4月から8月は令和**6**年度市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月は令和**7**年度市町村民税所得割課税額を基に算定いたします。

※２　市町村民税所得割課税額を計算する際、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。

**（３）多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の軽減について**

ア　多子世帯の利用者負担額軽減について

市町村民税所得割額57,700円未満の世帯（B～D1階層及びD2階層の一部）について、お子さんが2人以上いる場合、保護者と生計が同一の子であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数え、第1子、第2子については、上表の利用者負担額が適用され、第3子以降は無料となります。

　　イ　ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

　　　　市町村民税所得割額77,101円未満の世帯（B～D2階層及びD3階層の一部）について、（ア）、（イ）又は（ウ）に該当し、保護者と生計が同一の子であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数え、第1子については、以下の表の利用者負担額が適用され、第2子以降は無料となります。

ひとり親世帯等における第1子児童の利用者負担額表



（ア）　「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいいます。

（イ）　「在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。

　　　①　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

　　　②　「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けた者

　　　③　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

　　　④　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

（ウ）　「その他の世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等のうち特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。

**４　保育所給食費について**

**（１）保育所給食費について**

保育所給食費は、原則として、3歳以上の児童に対し、主食費（ご飯代）・副食費（おかず代）として、お支払いただくことになります。

なお、3歳児未満については、保育料に含まれているため、別途発生はいたしません。

　※保育所給食費は、物価高騰等により変更になる場合があります。

**（２）保育所給食費の納入方法について**

　　　毎月の保育所給食費は、各施設に直接納入いただきます。納入方法は、各施設へ御確認ください。

**５　利用調整について**

　　各保育施設に対して、定員を超えるお申込みがあった場合は、保育の必要性の高い児童（保護者の就労状況や家庭状況から判断）から入所決定いたします。

　　過去の保育料等に未納がある場合、保育所の入所審査において優先順位が下がります。

**６　保育施設での生活について**

保育施設では、保育指針に基づき、養護と教育が一体となった保育を行います。

各家庭の状況、地域の実態、そして年齢ごとに定められた「ねらいと内容」で構成された保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を基に、子どもの自発的かつ主体的な活動を保育士が援助することにより、子どもが身につけることが望ましい心情、意欲、そして態度を養います。

これらは、子どもが健康かつ安全で、情緒の安定した生活ができる環境の中で、遊びを通して培われます。

**公立保育所の場合の一例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　間 | 日　課 | 内　容 |
| 午前　８時３０分午前１１時３０分午後　１時００分午後　３時３０分午後　４時３０分 | 登　所遊　び昼　食お昼寝おやつ降　所 | 保育所へ登所指導計画に基づき、年齢に応じた領域の保育を行ないます。手洗い、準備、食事の指導手洗い、挨拶健康状態の観察、挨拶、保護者への連絡 |

＜年間行事＞　夏祭り、運動会、発表会、お誕生会、避難訓練等

**クラス編成は、各施設で決定され、年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。**

**７　その他**

以下の事項に該当する場合は、速やかにお申し出ください。

（１）年度の途中で、市外へ転出する場合

（２）保護者の就労状況に変更が生じた場合（勤務先や勤務時間等の変更、離職等）

　　　※　保育必要量が変更になる場合がありますので、就労証明書の再提出が必要です。

（３）入所児童の兄弟姉妹が幼稚園等に入所した場合

　　　※　多子軽減届出書を提出いただくことで、保育料が軽減される場合があります。

（４）確定申告、修正申告等により、住民税課税額が変更となった場合

（５）保護者が婚姻又は離婚した場合

（６）その他、入所申込内容と変更が生じた場合

****

**『子ども・子育て支援新制度』**







**詳しい内容は「こども家庭庁　子ども・子育て支援新制度」の**

**ホームページをご参照ください。**

**http://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/sukusuku**

|  |  |
| --- | --- |
| **子ども・子育て支援新制度** | **検索** |